＜記載例Ⅱ－ⅩⅢ＞

法第８条第１号の技術上の基準に関する事項

（一般則第８条第３項の技術上の基準に対応する事項：移動式製造設備）

※第６条の２第２項の規定に適合するコールドエバポレータ又は第７条の３第２項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に液化ガスを充塡するものに限る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 第8条第1項の準用  （第8条第3項） | 第8条第1項の基準に適合します。 |  |
| 製造施設の付近  の状況  （第8条第1項第1号） | 製造施設は，引火性または発火性の物をたい積した場所の付近にありません。 | 添付書類  № |
| 警戒標  （第8条第1項第2号） | 製造施設（在宅酸素療法に用いる液化酸素を内容積２Ｌ以下の容器に内容積120Ｌ未満の容器から充塡するための設備を用いて製造する場合を除く｡）には，製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げます。 | 添付書類  № |
| 第６条第１項の準用（第８条第１項第３号） | 第６条第１項第11号，第12号及び第13号の基準に適合します。 |  |
| 高圧ガス設備の  耐圧性能  （第６条第1項第11号） | 高圧ガス設備は，次のいずれかの性能を満たします。  □　液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験に　合格  □　空気又は窒素等を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験に合格  □　経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法，試験設備，試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格  □　特定設備については，特定則第34条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った耐圧試験に合格した特定設備であって，使用開始前のもの | 添付書類  № |
| 高圧ガス設備の気密性能  （第６条第1項第12号） | 高圧ガス設備は，次のいずれかの性能を満たします。   * 常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格 * 又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法，試験設備，試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格   □　特定設備については，特定則第35条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定則第51条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行った気密試験に合格した特定設備であって，使用開始前のもの | 添付書類  № |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 高圧ガス設備の  強度  （第６条第１項第13号） | １　高圧ガス設備は，常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し，当該設備の形状，寸法，常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力，溶接継手の効率等に応じ，十分な強度を有するものとします。  ２　特定則第12条及び第51条の規定に基づく強度を有し，若しくは高圧ガス設備の製造技術，検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有します。 | 添付書類  № |
| 消火設備  （第８条第１項第４号） | 可燃性ガス，特定不活性ガス，酸素及び三フッ化窒素の製造施設には，その規模等に応じ，適切な消火設備（消火器）を設けます。  必要数量　B-10　　　個相当，　計画数量　B-10　　　個相当 | 添付書類  № |
| 第6条第1項第42号の準用  （第８条第１項第５号） | 貯蔵設備である充塡容器及びその容器置場は，第6条第1項第42号の基準に適合します。 |  |
| イ．容器置場の明示及び警戒票 | 容器置場は明示し，かつ，その外部から見やすいように警戒標を掲げます。さらに可燃性又は毒性ガスの容器置場はその旨を表示します。 | 添付書類  № |
| ロ．容器置場の構造 | 可燃性ガス，酸素の容器置場（断熱材で被覆しているもの，シリンダーキャビネットに収納されているものを除く）は，一階建とします。  圧縮水素（充塡圧力20MPa以下のもの）のみ，酸素のみを貯蔵する容器置場は，二階建以下とします。 | 添付書類  № |
| ハ．置場距離 | 第１種保安物件（　　　　 ），第２種保安物件（　　　　　）に対し，容器置場の面積に応じた規定以上の距離を確保します。  第１種置場距離　ｌ　　＝　　　　　　　　ｍ  第２種置場距離　ｌ　　＝　　　　　　　　ｍ | 添付書類  № |
| 二．容器置場の  壁 | 保安物件に対する置場距離が不足する場合には，置場距離短縮条件を満たすように，直径９ｍｍ以上の鉄筋を縦，横40ｃｍ以下の間隔に配筋し隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けます。 | 添付書類  № |
| ホ．直射日光を遮る措置 | 可燃性ガス及び酸素の充塡容器に係る容器置場には，直射日光を遮るための措置（ガスが漏えいし，爆発したときに発生する爆風が上方向に開放することを妨げないものに限る。）として，不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けます。 | 添付書類  № |
| へ．可燃性ガスの容器置場の構造 | 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。 | 添付書類  № |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| ト．ジシラン等の容器置場 | ジシラン，ホスフィン及びモノシランの容器置場は当該ガスが漏えいし，自然発火したときに安全なものとします。 | 添付書類  № |
| チ．毒性ガスの容器置場の除害措置 | 特殊高圧ガス，五フッ化ヒ素等，亜硫酸ガス，アンモニア，塩素，クロルメチル，酸化エチレン，シアン化水素，ホスゲン又は硫化水素の容器置場には，当該ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講じます。 | 添付書類  № |
| リ．二階建容器置場の構造 | 圧縮水素のみ又は酸素のみを貯蔵する二階建の容器置場は，告示に定める構造とします。 | 添付書類  № |
| ヌ．可燃性ガス及び酸素の容器置場に設ける消火設備 | 可燃性ガス，特定不活性ガス，酸素及び三フッ化窒素の容器置場には適切な消火設備を設けます。  　必要数量　B-10　　　個相当，　計画数量　B-10　　　個相当 | 添付書類  № |
| 第６条第１項第14号の準用  （第８条第３項第１号） | 充塡ホースは，ガスの種類，性状，温度，圧力等に応じ，当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し，安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。 | 添付書類  No. |
| 受け入れ配管の遮断措置（第８条第３項第２号） | １　液化酸素又は液化水素の製造設備については，容器に取り付けられた配管（液化酸素又は液化水素を送り出し，又は受け入れるために用いられるものに限り，かつ，容器と配管との接続部を含む。）には，液化酸素又は液化水素が漏えいしたときに安全に，かつ，速やかに遮断するための措置を講じます。  ２　上記１の措置の代わりに，容器に緊急遮断装置が設けられています。 | 添付書類  No. |
| 車両の誤発進防止措置（第８条第３項第３号） | 充塡ホースと貯槽が接続された状態で車両が発進しないように，誤発進防止措置を講じます。 | 添付書類  No. |
| 車両の停止場所（第８条第３項第４号） | 移動式製造設備の停止場所は，他の車両と接触事故等を起こすおそれのない場所であって，液化ガスを供給する者又は供給を受ける者の所有又は占有する土地内のあらかじめ定められた場所に停止します。 | 添付書類  No. |
| コールドエバポレータと移動式製造施設との距離（第８条第３項第５号） | コールドエバポレータと移動式製造設備との距離は，コールド・エバポレータにおいて充塡容量の確認後直ちに移動式製造設備から液化ガスの供給を適切に停止できるものとします。 | 添付書類  No. |